

ID: 1550

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	清算金の督促(第118条の24第2項・第106条第2項の準用)		
法令名称 根拠条項	都市再開発法 第118条の25の2第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (清算) 第118条の24 2 第105条から第107条まで(第106条第6項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。 この場合において、第105条第1項中「前条第1項」とあるのは「第118条の23第1項」と、「同項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第106条第1項及び第2項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第107条第1項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第2項中「第101条第1項」とあるのは「第118条の21第1項」と読み替えるものとする。 (清算金の徴収) 第106条 2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。 (施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例) 第118条の25の2 3 前項において準用する第109条の3第2項から第5項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の都市高速鉄道部分には、当該施設建築敷地の施設建築物に係る第118条の17の規定による公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第269条の2の規定により都市高速鉄道の所有を目的とする同条第1項の地上権が設定されたものとみなす。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日